

平成28年度 個人情報保護制度の運用状況

I 個人情報の開示の請求及び処理の状況

- 開示の請求の件数：21件
- 上記請求に対する決定内容：開示14件、一部開示6件、不開示1件
詳細は、次の表のとおりです。

番号	請求年月日	請求先 (担当課)	請求内容	決定内容 (摘要)
	決定年月日			
1	H28. 04. 01	市長 (介護福祉課)	介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票	開示
	H28. 04. 04			
2	H28. 04. 04	市長 (市民課)	平成28年4月1日付けで申請された印鑑登録証亡失届出書及び印鑑登録申請書	一部開示 (19-4)
	H28. 04. 18			
3	H28. 04. 22	市長 (市民課)	平成28年3月21日から平成28年4月21日までの住民票の写し等の交付請求書	一部開示 (19-4)
	H28. 04. 28			
4	H28. 04. 25	市長 (健康課)	母子記録カード(相談記録欄)及び心理相談票	開示
	H28. 05. 09			
5	H28. 05. 18	市長 (介護福祉課)	介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票	開示
	H28. 05. 30			
6	H28. 06. 09	市長 (生活福祉課)	生活保護受給中の記録のうち平成25年4月以降のケース記録	一部開示 (19-2、19-4)
	H28. 06. 22			
7	H28. 08. 01	市長 (市民課)	平成28年1月17日から平成28年8月1日までの間に届出された住民異動届	一部開示 (19-4)
	H28. 08. 09			
8	H28. 08. 24	市長 (介護福祉課)	・介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票 ・介護保険法第27条第3項に規定する主治の医師の意見書	開示
	H28. 09. 01			
9	H28. 08. 24	市長 (介護福祉課)	介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票	開示
	H28. 09. 21			
10	H28. 11. 01	市長 (秘書広報課)	平成25年4月以降の弁護士による無料法律相談の記録	不開示
	H28. 11. 04			

11	H28. 11. 01	市長 (子ども子育て 支援課)	平成25年4月以降の相談の日時及び相談内容等の写し	開示
	H28. 11. 04			
12	H28. 11. 22	市長 (介護福祉課)	平成26年3月末、入所していた「〇〇(施設名)」の運営会社〇〇及び担当ケアマネジャーの所属する「〇〇会社」に関わる介護関係書類及び介護福祉課で保有する個人情報	開示
	H28. 11. 25			
13	H28. 11. 22	市長 (健康課)	昭和56年1月1日から昭和63年12月31日までに受けた予防接種についての記載のある台帳	開示
	H28. 11. 29			
14	H28. 12. 21	市長 (健康課)	母子カード及びこんにちは赤ちゃん訪問の記録及び個人相談記録	開示
	H28. 12. 27			
15	H28. 12. 21	市長 (子ども子育て 支援課)	平成28年11月28日から平成28年12月20日までの間の電話及び面接相談の記録の写し	開示
	H28. 12. 28			
16	H29. 02. 03	市長 (市民課)	平成27年4月1日から平成29年2月3日までの住民票の写し等の交付請求書	一部開示 (19-4)
	H29. 02. 13			
17	H29. 02. 03	市長 (市民課)	平成25年4月1日から平成29年2月3日までの印鑑登録証明書の交付申請書	一部開示 (19-4)
	H29. 02. 13			
18	H29. 02. 06	市長 (介護福祉課)	介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票	開示
	H29. 02. 15			
19	H29. 03. 03	市長 (介護福祉課)	介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票	開示
	H29. 03. 14			
20	H29. 03. 22	市長 (介護福祉課)	介護保険法第27条第2項に規定する調査の結果を記した認定調査票	開示
	H29. 03. 22			
21	H29. 03. 24	市長 (健康課)	平成27年の秋頃からの保健福祉センターの保健師〇〇との相談記録	開示
	H29. 03. 28			

注1

決定内容欄中「一部開示(19-2)」とあるのは、開示請求に係る個人情報に昭島市個人情報保護条例第19条第2号に規定する「個人の評価・・・等に関する個人情報であって、本人に開示しないことが正当であると認めるもの」が含まれるため、決定内容欄中「一部開示(19-4)」とあるのは、開示請求に係る個人情報に同条第4号に規定する「開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの」が含まれるため、その部分を除いて開示したことを示します。

注2

決定内容欄中「不開示」とあるのは、開示請求に係る個人情報を実施機関が保有していないことによります。

注3

特定個人情報の開示請求はありませんでした。

II 個人情報の訂正等の請求の状況

昭島市個人情報保護条例第21条の規定に基づく個人情報の訂正の請求、同条例第22条の規定に基づく個人情報の削除の請求並びに同条例第23条の規定に基づく個人情報の目的外の利用及び提供の中止の請求は、ありませんでした。

III 個人情報の開示等の決定に対する審査請求の状況

昭島市個人情報保護条例第29条第1項の規定に基づく個人情報の開示等の決定に対する審査請求は、ありませんでした。

IV 個人情報の目的外の利用及び外部提供の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	39	27	66
教育委員会	0	3	3
選挙管理委員会	0	2	2
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
監査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
合計	39	32	71